

地域計画

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)
地域名 (地域内農業集落名)	目坂地区 (目坂集落)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

地域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	20.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	19.9 ha
② うち田の面積	19.9 ha
③ うち畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.5 ha
⑤ 区域内において今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	350.0 ha
(参考) 区域内における70歳以上の農業者の農地面積の合計	12.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	3.5 ha
<small>(備考)</small> ⑤は、赤穂市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

(2) 地域農業の現状と課題

<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の6割を超える農地が担い手によって耕作されているが、高齢の担い手は、すでに撤退する意向である。また、残りの農地を耕作する農家も高齢化が進んでおり、農業後継者のいる農家は僅かである。 ・担い手等の耕作農地が分散錯圃の状態にある。 ・担い手等の規模拡大による耕作者数の減少や農業者の高齢化により、耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理が、将来は困難となる可能性がある。 ・地域の活性化を図るため、新たな作物の導入や減農薬・減化学肥料への取組が課題である。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・水稻を主要作物としつつ市の振興作物である大豆、麦等についても担い手等を中心に作付けする。また、市、県と連携して高収益作物の導入について検討する。 ・規模拡大を希望する担い手に集約化を進めつつ、新たに参入を希望する新規就農者等の受け入れる仕組みの整備を進める。また、水路、農道等の管理については集落全体でできるよう仕組みづくりを検討していく。 ・品質の向上や収益性を高めるため、堆きゅう肥の施用や減農薬・減化学肥料に取り組む。 ・ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな大型農業機械等スマート農業の導入について検討する。 ・集落内で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、堆きゅう肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<p>今後、離農する農家が多く見込まれるため、担い手等への農地の集積・集約化を基本として、農地バンクを活用した貸付を進めていく。</p> <p>当面は耕作を希望する所有者にあつては、土地への愛着も大きいことから、当面は現状どおりの耕作を基本とするが、担い手の省力化・低コスト化についての検討を含め、集落全体での農地利用を進める。</p>			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の利用集積率の目標			
現状の集積率	62.2	%	将来の目標とする集積率
			64.2 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
<p>担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、17箇所、平均 74a(令和5年度時点)</p> <p>団地数 16箇所、平均 80aを目指す。(令和16年度)</p>			

※担い手は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者とする。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためにとるべき必要な措置(必須項目)

(1)農用地の集積、集団化の取組
区域内農地の6割超が担い手によって耕作され、集積化が図られている一方、その農地は分散錯圃の状態であり、農業委員・農地利用最適化推進委員の協力の下、農地の利用調整を行い、規模拡大や集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地は出し手、受け手に関わらず、原則として農地中間管理事業を活用する。また、当面は耕作を継続する農家が営農が困難となった場合においても、農地バンク機能を活用して担い手へ貸し付けていくよう、担い手を含め、集落全体で検討していく。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地整備事業等を活用した用排水設備の再整備化について検討する。また、水利施設等については、土地改良区、受益者等と連携し、計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
将来的に耕作されない農地の増加が見込まれることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合、農業サービス事業者等による農作業委託の取組
効率化が期待できる水稻育苗・病害虫防除・乾燥調製作業は、地域全体で協議し、JAや事業者への委託に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>①鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害を最小限に抑えるため、防止柵の設置等の対策について、早期に集落全体で検討する。</p> <p>②有機・減農薬・減化学肥料の取組方針 品質の向上や収益性を高めるため、堆きゅう肥の施用や減農薬・減化学肥料に取り組む。</p> <p>③スマート農業の取組 ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな大型農業機械の導入について検討する。</p> <p>⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針 地域住民・担い手・耕作農家の三者が協力して農村環境、農地を守っていけるよう協議を継続していく。また、農道・用排水路等の維持管理に取り組む。</p> <p>⑨耕畜連携 集落内で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排泄由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。</p>				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)※

属性	農業者	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻・大豆・WCS・野菜類	5.5 ha	0.0 ha	水稻・大豆・WCS・麦・野菜類	6.3 ha	0.0 ha	A	B・C
認農	B	水稻・野菜類	4.1 ha	0.0 ha	水稻・野菜類	4.1 ha	0.0 ha	B	A・C
認農	C	水稻・加工米・畜産	1.9 ha	0.0 ha	水稻・加工米・畜産	1.9 ha	0.0 ha	C	A・B
認農	D	水稻	0.6 ha	0.0 ha	水稻	0.6 ha	0.0 ha	D	A・B・C
認農	E	水稻	0.5 ha	0.0 ha	水稻	0.0 ha	0.0 ha	撤退	—
利用者	F	水稻	1.8 ha	0.0 ha	水稻	1.8 ha	0.0 ha	E	A・B・C
サ	G	水稻・野菜	0.0 ha	4.0 ha	水稻・野菜	0.0 ha	5.1 ha	F	A・B・C
計	7経営体		14.3 ha	4.0 ha		14.7 ha	5.1 ha		

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	G	水稲、野菜類の栽培管理	水稲、野菜類
2	兵庫西農業協同組合	育苗、農薬散布、乾燥調製	水稲、麦、大豆
3			

6 目標地図(別添のとおり)

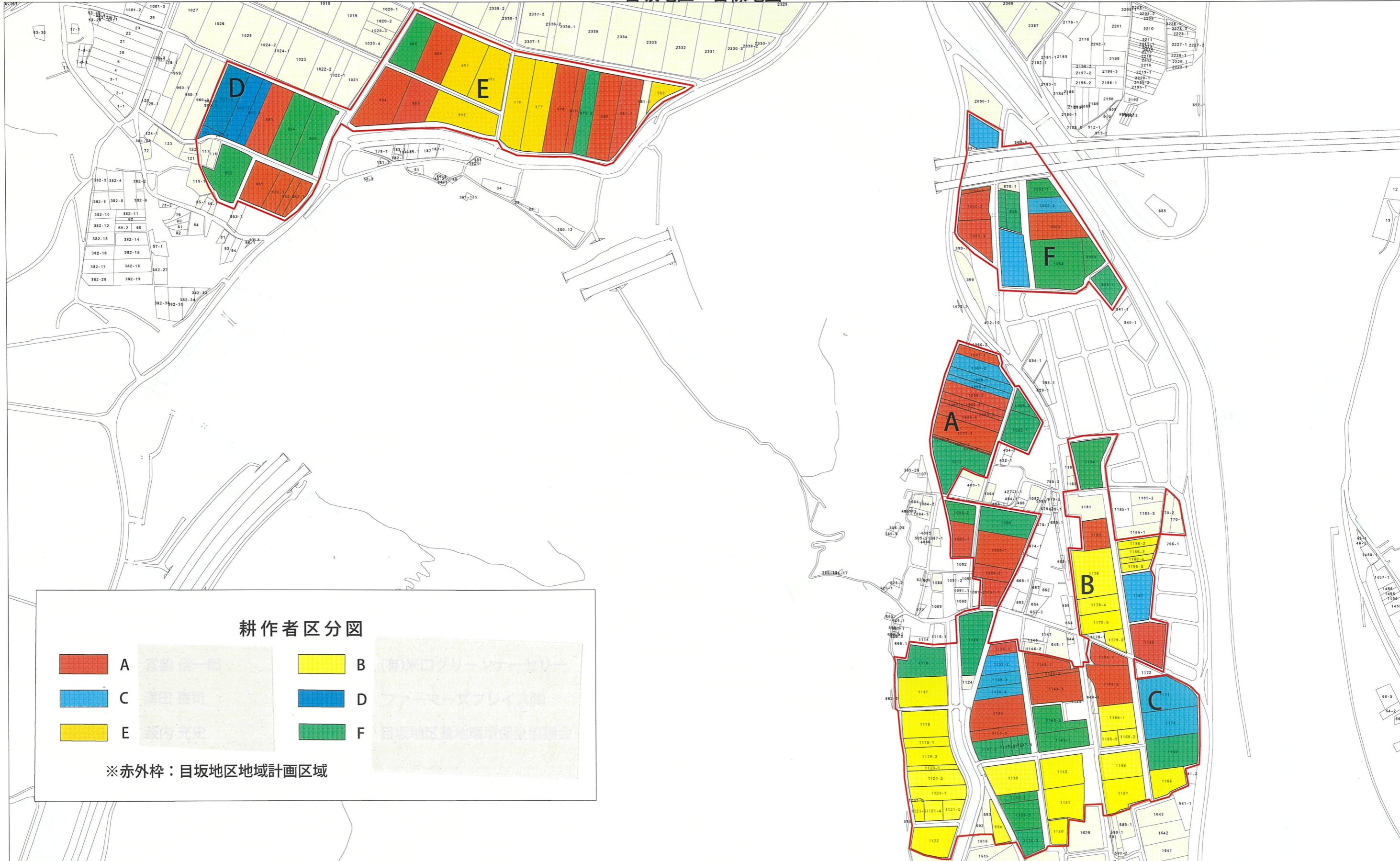
(留意事項)

農業を担う者の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、公表する場合やその他施策のために利用する場合等は、本人の同意を得る等個人情報の取扱いに留意してください。


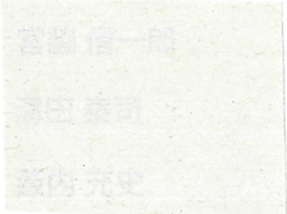

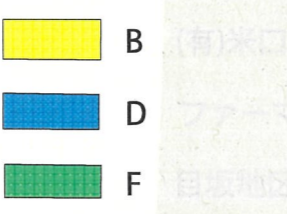


7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(%)	()%
-------------	--	-------------	------

目坂地区 目標地図



耕作者区分図

	A		B
	C		D
	E		F

※赤外枠：目坂地区地域計画区域